



合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅳ 「意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること」 施策大目標 Ⅳ－４ 「失業給付等の支給により、求職活動中の生活の保障等を行うこと」  ・日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において「非正規雇用労働者である若者等がキャリアアップ・キャリアチェンジできるよう、資格取得等につながる自発的な教育訓練の受講を始め、社会人の学び直しを促進するために雇用保険制度を見直す。労働政策審議会で検討を行い、次期通常国会への改正法案の提出を目指す」とされている。
	政策の達成目標	失業者に対する失業等給付の支給を通じて、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にするなど再就職を促進し、セーフティネット機能の強化を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	－
有効性	要望の措置の適用見込み	－
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	－
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	－
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	失業等給付は、その給付目的達成のため必要最小限度に設定するものであり、これに対して課税した場合、憲法第 25 条に国の社会的使命として明らかにされている、国民に対する最低生活保障の原則に矛盾する、少子高齢化の中で国が重要課題として打ち出している少子化対策や人材育成、失業者の就職の促進等、極めて重要な政策目的に向けた給付の効果が減殺される等の理由から、非課税措置が不可欠である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>—</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>失業等給付に係る非課税については、法改正に合わせて平成 15 年度、平成 19 年度、平成 21 年度、平成 22 年度、平成 23 年度、平成 24 年度等に非課税措置の維持の税制要望を行った。</p>
<p>ページ</p>	<p>15—3</p>